

(参考様式1-2)

事前点検シート

ふりがな	おかやまけんまにわし	ふりがな	ほくほうちくかつせいかけいかく
計画主体名	岡山県真庭市	活性化計画名	北房地区活性化計画
計画期間 事業実施期間	令和5年度～令和7年度 令和5年度	総事業費（交付金）	107,360千円（49,780千円）
活性化計画目標	地域産物の販売額の増加 14,951千円 （令和6年度～令和8年度平均） 交流人口の増加 7,571人 （令和6年度～令和8年度平均）	事業活用活性化計画目標	①地域産物の販売額の増加 14,951千円 （令和6年度～令和8年度平均） ②交流人口の増加 7,571人 （令和6年度～令和8年度平均） ③新商品開発 2件 （令和6年度～令和8年度）

計画主体 確認の日付	令和5年2月13日	農林水産省 確認の日付	年 月 日
------------	-----------	-------------	-------

1 計画全体について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
1-1	活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	○		地域産物の販売額の増加、交流人口の増加を目指し、施設整備を行うものであり、法律及び基本方針の趣旨である農産漁村の活性化と都市との地域間交流の促進に合致するものであり、適合している。
	事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか。	○		地域産物の販売による農山漁村の活性化と交流人口の増加を図る施設整備であり、交付対象として妥当である。

	活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標との整合が取れているか。	○		活性化計画の目標にあつては地域産物の販売額の増加を図ることとしており、事業活用活性化計画目標にあつては施設整備により地域産物の販売を促進し、地域産物の販売額増加と交流人口の増加につなげることとしており整合性が取れている。
1-2	計画主体は、改善計画期間中の活性化計画を実施中ではないか。	○		新規計画であり、改善計画期間中の活性化計画ではない。
1-3	市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか。	○		第2次真庭市総合計画では重要な基幹産業である農林畜産業の基盤強化のため真庭市場（農産物販売所）などの出口確保づくりの支援を施策の方向性と目標として位置づけている。
1-4	活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等との話し合いの検討状況（開催日、出席者、検討結果等）が分かる資料が添付されているか。	○		事業実施主体はJAであり、地元生産者からなる出荷者協議会やJA女性部等への説明を行っており、合意形成がなされている。 R3.8.23 JA関係者会議 8人 R3.8.28 JA関係者会議 5人 R3.9.1 JA・市調整会議 5人 R3.9.5 JA・市調整会議 3人 R3.11.17 JA関係者会議 9人 R3.12.13 JA・市調整会議 8人 R3.12.14 JA関係者会議 16人 R4.8.10 JA・市調整会議 7人 R4.12.20 JA関係者会議 5人 R5.1.10 JA・市調整会議 3人
	活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか。	○		事業実施主体のJA女性部や出荷者協議会内の女性10人の意見や提案などを聞く機会を設けている。
1-5	事業の推進体制は確立されているか。	○		庁内関係課や地元生産者からなる出荷者協議会との連携のもと、事業推進を図っている。
1-6	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が	○		本事業の内容は、農産物直売所の整備であり、中国道と岡山道の

	確保されているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。			高速道がクロスする立地条件を活かし、農産物の販売促進や交流人口の増加を図るものであり、整合性が確保されている。
	農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	—		該当なし
1-7	計画期間・実施期間は適切か。	○		活性化計画の計画期間は、令和5年度から令和7年度までの3年間、事業実施期間は令和5年度とし、評価期間は令和6年度から令和8年度までとする。また基本方針第四の3の④及び要領別記3の第3を満たしている
1-8	事業実施に必要な要件（許認可等）はあるか。あれば、許可を受けているか。	—		該当なし
1-9	交付対象事業費は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か。	○		<p>総事業費 107,360 千円 交付対象事業費 99,560 千円 建物部分 332 m²×280 千円/m²=92,960 千円 附帯施設部分 6,600 千円 交付金要望額 49,780 千円 交付限度額 交付対象事業費(92,960 千円+6,600 千円)×交付額算定率 50%=49,780 千円 以上のとおり、交付限度額の範囲内である。</p>
1-10	活性化計画区域の設定は適切か（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	○		<p>活性化計画では北房地区を計画区域としている。 当該区域内の農林地は、全体面積の 84.2%を占める。(令和2年度) 活性化計画区域の総面積 7,118 ha 活性化計画区域内の農林地面積 5,997 ha 5,997/7,118≒84.2% 当該区域内に、市街化区域及び用途地域は含まれない。 当該区域内における全就業者に占める農林漁業従事者の割合は約 18.7%である。(2年度) 活性化計画区域の全就業者数 2,412 人 活性化計画区域の農林漁業者数 452 人 452/2,412≒18.7%</p>

2 個別事業について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
2-1	自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか。	○		新規に取り組む事業である。
2-2	土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか。	○		施設整備にあたっては、建築基準法等各種関係法令等に基づき、十分な安全体制を確保するとともに、設計・施工については有資格者における検査体制を確保する。
	実施要領別記3の別表2の事業メニュー欄に掲げる㉓の都市農山漁村総合交流促進施設、㉔の地域資源活用交流促進施設、㉕の地域連携販売力強化施設、㉖の農林漁業・農山漁村体験施設のうち滞在施設、㉗の教養文化・知識習得施設、㉘の地域資源活用起業支援施設及び㉙の高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設のうち地域住民活動施設の整備については、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づく基準及び構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組んでいるか。	○		本施設は、実施要領別表2の事業メニュー㉕の地域連携販売力強化施設の整備である。施設は木造として基本設計をしており、内装の木質化についても積極的に検討している。
	木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1460号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか。	○		施設は、建築基準法、建築基準法施行令、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件等に基づく耐力壁等の基準を満たすかたちで整備を行う。
2-3	増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領別記3に定める基準を満たしているか。	—		該当なし
2-4	交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか。	○		交付対象となる施設は木造の建物であることから、減価償却資産の耐用年数は22年である。

2-5	事業による効果の発現は確実に見込まれるか。		
	<p>費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション等整備事業）費用対効果算定要領（令和4年4月1日付け3農振第3018号農林水産省農村振興局長通知）により適切に行われているか。） （発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。</p>	○	<p>農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション等整備事業）費用対効果算定要領に基づき費用対効果を算定している。 ・年総効果額 29,215千円 （内訳）品質等向上効果 6,912千円 農林水産物販売促進効果額 5,698千円 農林水産物流通・販売経費節減効果▲2,940千円 コミュニティ活動促進効果 14,922千円 地域農林漁業等波及効果 420千円 就業機会増加効果 3,240千円 維持管理費等節減効果 963千円 ・総合耐用年数 22年 ・還元率 0.0692 ・妥当投資額 422,189千円 ・廃用損失額 3,954千円 ・投資効果 4.75</p>
	上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	○	投資効果は4.75となっており、1.0以上である。
	実施要領別記3の別表2の事業メニュー欄に掲げる㉓自然・資源活用施設の整備については、温室効果ガス排出量の削減目標が適切に設定されているか。	—	該当なし
2-6	事業内容、事業実施主体等については実施要領別記3に定める要件等を満たしているか。	○	<p>事業メニュー：地域連携販売力強化施設（農産物直売所） 要件類型：交流対策型 事業：第1 農村地域等振興支援（2）農山漁村における受入機能の強化のために必要な施設等の整備 事業要件：実施できる事業は、㉔地域連携販売力強化施設 実施主体：農業協同組合</p>
2-7	個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか。	○	事業実施主体は、農業協同組合であり、個人に対する交付ではない。また、目的外使用のおそれはない。
2-8	施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か。		
	地域間交流の拠点となる施設にあつては当該地区の入込み客数	○	既存の農産物直売施設「コスモスの里」の入込客数をもとに利用計画を策定した。

	や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか。			R1 45,061人（うち計画区域外入込客数27,037人） R2 50,717人（うち計画区域外入込客数30,340人） R3 49,257人（うち計画区域外入込客数29,554人）
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	○		事業実施主体の晴れの国岡山農業協同組合は、びほく統括本部エリア内に本施設以外に3箇所直売所を運営しており、これらの利用状況等を踏まえて利用計画が策定されている。 ・高梁グリーンセンター（高梁市） R3 売上額199,826千円 来場者数124,343人 ・神楽の里（高梁市） R3 売上額110,785千円 来場者数81,215人 ・かよう青空市（吉備中央町） R3 売上額166,350千円 来場者数104,207人
	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか。	○		当該施設は、中国自動車道北房ICから2分以内に位置し、国道313号線に隣接している。そのため、利用者は周辺市町をはじめ、県南の来訪者もターゲットにしている。また利用時期は、通年営業を予定している。
	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか。	○		規模、設置場所については、出荷者協議会で十分検討がなされている。市内における同種7施設とは、「真庭あぐりネットワーク」事業により各直売施設間の流通に取り組んでいる。
	ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか。	○		農産物には個々の生産者の個人名を表示し、個人名そのもののブランド化による販売力と出荷品質の向上を図る。
2-9	施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか。	○		事業実施主体が予定している職員に占める女性の割合は高く、女性視点での運営がなされる配慮がされている。
2-10	事業費積算等は適正か。			
	過大な積算としていないか。	○		今回整備する農産物直売所の整備単価は280千円/m ² であり、近傍（真庭市久世地区）の類似施設の整備単価123千円/m ² に比して過大積算ではあるが、物価高騰が続く現時点においては適正と判断する。
	建設・整備コストの低減に努めているか。	○		市場価格等を十分に調査し、設計においてより低廉な資材の活用

				について検討するなどコスト軽減に努めている。また、木造建とすることで建物荷重の軽量化や基礎構造の軽減を行い、コスト低減を図っている。
	付帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか。）。	○		付帯施設の対象は駐車場であり、施設専用の必要なものであり汎用性はない。
	備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか。）。	—		該当なし
2-11	整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か。	○		整備予定地は、中国自動車道北房 IC から 2 分以内であり、国道 313 号線に隣接している。そのため、京阪神や県南からのアクセスが容易で集客面で好立地である。また整備予定地は、計画区域である北房地区のほぼ中間地点になり農業漁業者の利便性は高い。さらに整備予定地隣にはコスモス広場があり、コスモスシーズンには多くの観光客が訪れ、施設利用率が高まり、設置目的に合致する。
2-12	施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか。	○		用地については現在、所有者と真庭市が賃貸借契約を締結している。既設の施設解体後、事業実施主体の農業協同組合が所有者から用地を購入予定であり、所有者と調整済みである。
2-13	体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領別記 3 に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか。	—		該当なし
2-14	交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か。			
	実施要領別記 3 別表 2 の（1）生産基盤及び施設の整備のうち、生産機械施設の③高生産性農業用機械施設等の低コスト耐候性ハウス並びに処理加工・集出荷貯蔵施設の⑩農林水産物処理加工施設及び⑪農林水産物集出荷貯蔵施設については、強い農業・担い手づくり総合支援交付金交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 2890 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 のⅡのⅡ-1 の第	—		該当なし

	2の4の(2)事業の交付対象上限事業費の基準に照らし適正であるか。			
	整備する施設の延べ床面積の合計が1,500㎡以内か(既存施設は除く)。	○		整備する施設の延べ床面積は332㎡であり、1,500㎡以内である。
	施設の上限事業費は、延べ床面積1㎡当たり29万円以内であるか(既存施設については、1,500㎡以内の交付算定額となっているか)。	○		施設の上限事業費は、次のとおり延べ床面積1㎡当たり280千円となり290千円以内である。 ・(設計費2,730千円+新築工事82,000千円)*1.1÷332㎡ =280千円
2-15	地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか。			
	地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか。	○		真庭市では、真庭市内7箇所の農産物直売施設と、大阪府高槻市及び滋賀県守山市にある農産物直売施設「真庭市場」をつなぐ「真庭あぐりネットワーク」事業を推進しており、農産物等の京阪神地域への販路拡大や各直売施設間の流通を活性化に取り組んでいる。
	生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか。	○		活性化区域はニューピオーネやシャインマスカットなどの品質のよいぶどうの栽培が行われている。また、トマトやキュウリなど多くの品種の野菜の栽培も行われている。本施設の整備によって販売力強化につながるだけでなく、真庭市の南の玄関口として情報発信やPRによるブランド化が図られる。
	1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか。	○		施設は通年営業となるため、従業員の通年雇用が図れるとともに、所得の安定が図れる。
	6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか。	○		運営にあたって雇用する職員は女性割合が高く、女性の参画推進に寄与する。
2-16	事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む。)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか。	○		資金調達については、事業実施主体の自己資金で行うことになっている。
2-17	入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、	○		建築工事は、事業実施主体による7社以上を指名した指名競争入札により実施することとしており、競争性が確保される。

	その理由は明確か。			
2-18	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか。			
	維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）。	○		施設の維持管理については、適正に管理・運営を行う。保守管理費については、修繕費として収支計画に計上し、適切な管理を行う。
	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか。	○		収支計画を策定し、施設の売上、原価、粗利益のほか、人件費、広告宣伝費、光熱水費等を計上している。経営診断については中小企業診断士による診断を受けている。
2-19	他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか。	—		該当なし
2-20	他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること）。	—		該当なし
2-21	生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか。	—		該当なし
2-22	他の施策（強い農業・担い手づくり総合支援交付金等）において交付対象となる施設等ではないか。	—		該当なし
2-23	農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（令和4年4月1日付け3農振第2921号農林水産省農村振興局長通知）別記3の別紙2（以下「配分基準別紙」という。）による優先採択ポイントの加算対象となる取組があるか（ある場合は配分基準別紙における取組名を記載するとともに、その根拠資料を提出すること）。	—		該当なし

注1 項目について該当がない場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、添付資料を併せて公表するものとする。

3 事前点検シートについては、農林水産省で内容を確認するため、根拠となる資料も合わせて提出すること。